

世田谷区公告第13号

世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称

下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域

世田谷区松原三丁目、松原四丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各地内

3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所

世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

令和8年2月18日から同年3月4日まで

5 意見書の提出先

世田谷区北沢総合支所街づくり課